

社会的責任に関する円卓会議 第3回地球規模WG会合&学習会議事要旨

日時：2010年9月30日（木） 14：00～18：00

場所：環境パートナーシップオフィス（EPO）会議室

出席者：

【WG関係者】

労働組合

曾根崎 義治 日本労働組合総連合会

金融セクター

金井 司 住友信託銀行

石原 博 経団連自然保護協議会\*

政府

平塚 敦之 経済産業省

小町 僚明 経済産業省\*

中嶋 健次 内閣府\*

中井 裕一 外務省\*

NPO/NGO

上田 英司 特定非営利活動法人 NICE（ナイス＝日本国際ワークキャンプセンター）

堀江 良彰 特定非営利活動法人 難民を助ける会

吉澤 有紀 特定非営利活動法人 難民を助ける会

星野 智子 環境パートナーシップ会議（EPC）

平田 裕之 環境パートナーシップ会議（EPC）\*

松尾 沢子 特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター（JANIC）

岩附 由香 特定非営利活動法人 ACE

植木 美穂 特定非営利活動法人 ACE\*

\*：オブザーバー

【講師・外部スピーカー】

富田 秀実様（ソニー株式会社、ISO/TMB/WG/SR/TG2 コンビナー）

【一般オブザーバー】3名

## 【学習会】

### 1. 自己紹介

円卓会議、地球規模課題 WG についての概要説明

### 2. 基調講演「ISO26000 とグローバル時代の SR～これから問われる社会的責任とは～」

講師：ISO/TMB/WG/SR/TG2 コンビナー（ソニー株式会社） 富田秀実氏

- ISO26000 プロモーション DVD 「I have a dream」 の上映
- ISO における規格開発の流れについて
- ISO 策定の体制について：  
技術管理評議会（TMB）－専門委員会（TC）委員会で ISO を策定するのが通例だが、ISO26000 は、TMB 直下の社会的責任 WG にて策定。ISO 策定後に解散する。
- ISO 策定プロセスについて：  
WD→CD→DIS→FDIS→国際規格 ISO  
FDIS 投票では、賛成票のコメントは付してはいけない。反対は理由を必ず述べるのがルール
- FDIS 投票の取扱い：  
承認された場合に出された反対票は、定期（通例 3 年）見直しで検討される
- ISO と社会的責任標準化の経緯：  
2001 年 初めは CSR 規格文書であった→2004 年社会的責任は企業に限らない、ということで SR となった  
2004 年 SR の国際会議で、ISO 規格化が決定された。  
全 8 回の総会を開催→2010 年 11 月 発効
- 規格の特徴、適用：  
すべての種類の組織に適用できることが望ましい “SR”  
ガイダンス文書であり、第三者認証を目的としない。“shall” ではなく “should”  
マネジメント規格（MSS）ではない
- 規格開発の運営～これまでの ISO との差異～：
  - ① 1 国につき 6 ステークホルダー（産業、労働、消費者、政府機関、NGO、SSRO）が参加。各セクターにつき 1 名エキスパート、1 名オブザーバーが参加できる。労働、消費者セクターの参加者数が少なかった。
  - ② ツイニングシステムの徹底（開発国+途上国）
  - ③ 参加者バランス（地域、ステークホルダー、ジェンダー）
  - ④ トラストファンドの設置：途上国向けに参加費を補填するため
  - ⑤ 参加は国と国際機関、国際 NGO も（OECD、WHO など）→意見がまとまりにくい
  - ⑥ 史上最大の WG

- ・ 検討体制について：
  - 戦略グループ（タスクグループ1～3）、規格策定グループ（タスクグループ4～6）
  - IDTF が最終的なドラフトを作成。
- ・ コペンハーゲンでの審議体制：
  - IDTF一章別会議、ステークホルダーグループ（SG）
- ・ 主要決議：
  - 2,500 件の DIS コメントから抽出された 15 の論点について検討→FDIS 原案を作成
  - PPO（Post Publication Organization）の設置を TMB に要請したが認められなかった
- ・ ISO の概要／ポイント：
  - ①国際行動規範（条約などの国際合意）とイニシアティブの差異の明確化
  - ②デューディリジェンスの重視
  - ③影響力の範囲の定義
  - ④中核主題に“消費者課題”が取り上げられているのが特徴
- ・ コペンハーゲン キートピックス（CKT）：
  - ① 読みやすさ、長さ
  - ② すべての組織への適用可能性：企業向けの内容が多かったので、バランスの調整
  - ③ 国際ガイダンス規格：認証目的でないことの強調
  - ④ イニシアティブの取扱い：Annex 記載自体を反対した国もあった
  - ⑤ WTO の義務違反への懸念（ISO に反している相手とは貿易できないのでは…）
  - ⑥ 予防的アプローチ：経済発展を妨げるようなアプローチに批判的な意見あり
  - ⑦ “Sexual orientation”の記載について、アラブ・イスラム諸国が猛反対→“Personal relationships”に変更
  - ⑧ フィランソロピー＝CSR ではない、というトーンが強すぎたことへの対応
- ・ 発効後の体制：
  - 無償化に失敗。PPO 設置も未決定のため、だれが普及を進めるか不明確。認証規格でもないので、普及が心配。コンサルタントによる誤用も心配。
- ・ ISO26000 の意義（私見）：
  - 全世界的、マルチステークホルダープロセスであること、SR の途上国への波及効果があったこと、認証ではないので様々な使い方ができること

#### <質疑応答>

- ・ ISO のビジネスモデルが変化しない（有償化のままである）
- ・ 中小企業への普及に悩んでいる。ISO を守っていない国とは取引はするな、とは言えない。
- 国内委員会にて、中小組織のための解説書を作成中。日本では現時点で唯一の普及ツール。国内で ISO に準じた内容を盛り込んだ認証規格を作っている国もある。

- ・ 付属書には欧米 NGO のねじ込みもかなりある。途上国では受け入れにくいのでは。  
→コンセンサス形成のための妥協の産物といえる
- ・ デューディリジェンスと影響力の範囲が大事になってくると思う。SR を考えていく上で、日本の組織が考えていくべきこと、できていることは何か  
→サプライチェーン管理の重要性への認識は高まっている。直接取引をしていないサプライチェーンの相手を見ることは難しいが、ISO ではある程度見る必要があると述べている。

### 3. 協働事例／最新情報の発表

#### 【労働組合】連合の環境政策（地球環境問題）

- ・ 連合の組織構成：  
産業別組織 54－各企業の労働組合 25,000、地域連合会 47
- ・ 地球環境政策の基本理念：  
「環境」「経済」の両面から、政労使だけでなく様々な主体とともに
- ・ ポスト京都議定書の考え方：新たな国民運動の必要性
- ・ グリーン・ジョブ：グリーンジョブレポートにて定義
- ・ 2010 年度（2010/6～2011/5）「連合エコライフ 2 1」：  
①ユーズ・グリーン  
②「10 の生活」の見える化  
家庭での使用電気を測定し、ウェブサイトで公開  
③環境にやさしい 10 の生活：日常的なアクションを組合員にアピールし、推進
- ・ 環境政策見学会：環境問題に取り組んでいる地方自治体を見学
- ・ ライフスタイルを見直す環境会議「環境フォーラム」の開催
- ・ 他団体との連携：イベントへの参加など
- ・ 企業年金投資先に雇用・環境を重視する指針の作成：  
利益だけの追求ではなく、SRI の考え方を取り入れる

#### <質疑応答>

- ・ NPO、NGO 連携はエコライフ 2 1 の中でもあるのか  
→組合員向けの内部の取り組みのため、連携はない。
- ・ 企業年金のガイドラインで重視しているのは、雇用と環境のみか。  
→雇用が中心。労働者のために拠出された基金なので、雇用に重視しようとしている。各企業の基金に対して組合が意見を言うことはこれまでなかったが、今後は基金に対して組合が今後作成するガイドラインを元に取り組みを推進していく。

## 【政府・経産省】BOP ビジネスへの政策的支援と具体的取組について

- ・ BOP ビジネスとは：  
途上国の低所得階層を消費者としてだけでなく、生産者等やその組合せで捉えた、社会的課題の解決に資する新たなビジネスモデル。  
寄付などの一過性のものではなく、持続可能性がある点からも注目されている。
- ・ BOP ビジネスに取り組む理由：
  - ①<経済協力政策>途上国の社会的課題を解決する必要性、所得向上にも貢献。
  - ②<産業政策>先進国市場は相対的に縮小が見込まれるのに対し、途上国の市場はネクストボリュームゾーンとして拡大が見込める。
  - ③NGO等と連携してすでに取り組んでいるという欧米諸国の動向。
- ・ BOP ビジネス普及拡大に向けた取組：
  - ①普及のためのイベント、情報発信
  - ②ニーズと先行事例の実態調査
  - ③具体的なビジネスモデル形成支援（10企業の現地F/S調査）
  - ④有識者による研究会
- ・ 今後の対応の方向性：
  - ①BOP ビジネスに必要な情報等の獲得支援、②パートナーシップの構築支援、③現地BOP層・関係者への普及・啓発、④資金・金融面の課題の解決支援、⑤技術開発の促進支援、⑥途上国のビジネスインフラ整備の推進、⑦これらの有機的な連携特に、企業は現地ネットワークへのコミットが困難と聞く。ネットワークを持っている団体と出会う、協働するための情報提供が必要。
- ・ 平成22年度以降の取組案：
  - ①BOP ビジネス推進プラットフォームの設立：一元的情報提供、関係者のマッチング、相談窓口機能  
企業やNGO、支援機関等と連携して進めている。
  - ②官民連携による具体的ビジネスの形成支援
  - ③ジェットロとも連携した各種調査や普及啓発事業

## <質疑応答>

- ・ BOP ビジネスの利益（赤字になる恐れ、黒字は小さい）について、企業はどう思っているのか。  
→経営戦略にどう位置づけるかにより異なり、途上国でブランド力をつけるなど、長期的な視点での利益を求める場合や、短期的な利益追求をする場合等様々あると思う。
- ・ 企業が関心はありながら実行できない理由はなにか。  
→やり方やアプローチ先（現地NGOなど）がわからないという意見が多い。まず、入り口支援をすることで進むのではないかと思う。

- ・ 企業が儲かるだけに見えがち。将来的に貧困層を〇%減らす、などビジョンはあるのか。  
→BOP ビジネスの目的に貧困削減等は含まれており、儲けだけを目指してはいない。
- ・ 日本企業の海外展開支援として、「基準を獲得」とあるが、「基準」とは何か？  
→例えば、規格の標準のこと（例：ビデオの VHS vs ベータ）。これを獲得することで、その後も日本企業は海外で展開しやすくなる。
- ・ 重点地域の置き方は？アジアなのか、アフリカも含まれるのか。  
→途上国全てが対象。ただし、アジアに関心がある企業が多く、また市場規模も大きい。
- ・ 日本企業として特定の注力したい分野はあるか。  
→3つの柱、10の分野を決めてはいる。（貧困削減に向けた日本の取組は実質全分野を網羅しているが、）環境エネルギー機器、家電電器・産業機械は日本の強みがある分野として位置づけている。

#### 【政府・外務省】MDGs 国連首脳会合の結果報告

- ・ 菅総理大臣が国際連合首脳会合にて、保健・教育分野への支援を発表。母子保健支援モデル、基礎教育支援モデルを示した。
- ・ 他国からの大きな支援の表明はなかったが、日本が 85 億ドル支援を決めたことは、MDGs 達成に向けた国際的な機運を高める上で、大きな意義があった。
- ・ 首相が国連の舞台に立ったことで、日本国内で報道され、MDGs の認知度が上がった。これまでは ODA に批判な報道も多かったが、今回の保健・教育という一人ひとりの「人」に焦点を当てた支援へは好意的。
- ・ 政府と経済界（経団連）そろって発言したことで、日本の存在を示せた。
- ・ ODA だけではない革新的資金調達について意思表示ができた。
- ・ 前岡田外相の時代から、NGO との連携（今回の日本代表団に NGO から 2 名が参加）が進んでいる
- ・ 日本が国際社会でリーダーシップをとることは簡単ではないが、保健・教育分野では国際機関・NGO・企業との連携を迫り、保健・教育分野といえば“日本”といわれることを目指す。マルチステークホルダーで取組み、日本は政府だけじゃないということを国際的に示していきたい。

#### <質疑応答>

- ・ NGO として、JNNE（教育協力 NGO ネットワーク）からも、教育政策に意見を出した。代表団への NGO の参加も、NGO からの働きかけがあった。
- ・ 企業セクターはどういったプロセスで、どのような役割を果たすことができるか。  
→企業に求めること、過去の成功事例との関係、企業へのメリットを今後提示していこうとしている。  
→今回は“保健・教育”とかなりフォーカスされているので、企業も取組やすい。

- ・ 3大感染症基金の本部はジュネーブ。武田薬品も拠出している。CSRらしい取組み。そのようなやり方もあるのではないか。  
→グローバルファンドの拠出だけではなく、使い道が重要。そこへのコミットが企業価値を高めていく。

#### 【金融】基金を通じた企業（産業界）とNGOとの連携・協働

～経団連自然保護協議会の取組みを中心に～

- ・ 日本経団連の自然保護、生物多様性への取組み：  
環境と経済を調和させていこうというのが「経団連地球環境憲章」  
自主的に行動計画をたてて、有言実行でやっていく！  
1992 自然保護基金・協議会：NGOへの資金をプールする。  
2003 自然保護宣言：生物多様性への取組みを重視した自然保護活動を推進する。
- ・ 自然保護基金を通じた活動：  
支援先NGOを決定するのは第三者の有識者で構成する運営委員会。寄付をする企業は支援先を指定できない。年間合計2億円。1件につき1千万～100万円とばらつきがある。環境問題は貧困問題が根本原因。基金により貧困問題に寄与しているともいえる。まさにBOP。
- ・ 基金、公益信託の特徴：  
運営委員会の公平性や、使途の柔軟性など。  
公益信託では利益は考えていない。
- ・ 企業とNGOの交流促進のための活動：
- ・ 生物多様性への取組みとして何をどうすればよいか、企業はわからない。NGOとのネットワークを重視している。自然保護協議会はNGOとのネットワークを持っているので、企業は協議会を通じてNGOとコンタクトできる。
- ・ 日本経団連生物多様性宣言について
- ・ 産業界にとっての生物多様性：  
経営環境、操業条件、評判、資金調達への影響がある。取り組んでいないと調達金利が上がる、株価が下がる可能性がある時代へ。また、ビジネスチャンスにつながる。
- ・ 企業に対しては、「生物多様性宣言」すべて取り組むことは無理なので、ヒントとして受け止める、まずは一歩行動へ、とメッセージ発信をしている。
- ・ 「生物多様性民間参画パートナーシップ」：400以上の企業、組織が加盟。COP10後に活動を本格化。

#### <質疑応答>

- ・ 生物多様性民間参画パートナーシップには、NGOも入れるのか。  
→入れます。ぜひ、情報交換を。

- ・ COP10 を契機に社会でも生物多様性への関心が高まるだろう。政府も議長国として 2 年は重点的に取り組む予定。NGO も企業との連携などを引き続き考えていきたい。
- ・ 国際的に見て生物多様性に関してプレッシャーがかかっている企業の分野は？
  - 第一次産業など。COP10 でも話題になるだろう。
  - 買い付けている企業にも責任は及ぶのか。
  - サプライチェーンの考え方と同様である。

#### 4. 内閣府からの共有「平成 23 年度予算要求『新しい公共支援事業』について」

都道府県に支援事業費を交付し、NPO 等とともに寄付集めなどを進めていく事業。

現在パブリックコメントを集約中のため、WG メンバーからも意見を是非いただきたい。

#### <質疑応答>

- ・ 新しい公共の円卓会議を受けての施策か → その通り
- ・ 「社会イノベーションなどを実現するためのモデル事業への支援」は協働プロジェクトへの支援にあたるのか → その通り。他セクター協働で行うプロジェクトへの支援にあたる（SR 円卓会議での「協働プロジェクト」とは異なる）。
- ・ 資金は都道府県にマッチングさせるのか
  - させない。基本的には国からの支援のみ。
  - 政府からの資金は主に都道府県による各種支援に対するもの。NPO そのものに対する支援ではない。
  - 都道府県の人件費には充てられないのか。
  - 何に使うかは都道府県に任せているつもりだが、詳細は検討中。

#### 【第 3 回地球規模 WG 会合】

協働戦略策定までの進め方について。運営委員会で提示されたスケジュールの共有と、詳細スケジュールの決定

- ・ 10/21 の総合戦略部会・運営委員会にて、行動計画の骨子を提示する必要あり。
  - 10/12 主幹事 MTG にて、骨子案を作成
    - 10/12 までに骨子を作成するにあたってのコメントがあれば、ML へ
  - 10/18 第 4 回 地球規模 WG にて議論
  - 12/10 第 5 回 地球規模 WG
- ・ 素案の提出締切は 11 月～12 月で未確定。
- ・ 素案を作成していくにあたり、専門家の方に WG に加わっていただきたい

<質疑応答>

- ・ 「協働プロジェクト案」と「各ステークホルダー・主体の行動」の違いは？  
→後者はステークホルダー内での推進のための取組み、前者は外へアピールしていくためのイベントなど。  
→地球規模 WG はとくに協働プロジェクトを実現するのは難しいと思うので、長期的に考えたほうが良い。
- ・ 政府は各省が集まり、セクターとして案を出すことが難しいので、それぞれで骨子案をつくった方が現実的。

◆次回◆10月18日(月) 15:30~18:00 総評会館3階

